（単位：％）

平成31年度（第11年度）	平成32年度（第12年度）	平成33年度（第13年度）	平成34年度（第14年度）	平成35年度（第15年度）	平成36年度（第16年度）	平成37年度（第17年度）	平成38年度（第18年度）	平成39年度（第19年度）	平成40年度（第20年度）	平成41年度（第21年度）
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
77.2	77.1	78.9	81.1	83.3	84.0	84.6	85.3	59.4	33.4	7.0
565.7	496.0	465.3	398.8	331.3	259.7	183.8	105.3	29.2	—	—

第８　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ

【別紙１】

◆　計画本文

１　職員の一定程度の待遇改善を図るため、平成26年度より期末勤勉手当の基礎額を削減後本俸額より削減前本俸額に置き換えて支給する予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

【変更前】

１　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

⑴　人件費

イ　一般職給与の削減

（略）

・期末勤勉手当については、削減後の給料月額を算出基礎とし、支給月数を１月削減、役職加算は凍結する。

（略）

【変更後】

（略）

・期末勤勉手当については、支給月数を１月削減、役職加算は凍結する。

（略）

２　「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成26年４月より個人市民税均等割の税額を改正する予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

【変更前】

５　超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

（略）

個人市民税均等割　3,500円

（略）

【変更後】

（略）

個人市民税均等割　4,000円

（略）

11　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意